

# 小水道条例対象施設におけるPFOS PFOAの検査頻度について

- ・ 配水系統ごとに検査する
- ・ 検査頻度はおおむね6ヶ月に1度
- ・ 検査頻度を減じた後に水質基準の1/5を超過した場合は、その時点からおおむね6ヶ月に1度の検査を実施

